

宮城県多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け農振第2255号農林水産振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて市町村が行う多面的機能支払交付金交付事業及び日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「推進実施要綱」）に基づいて市町村が行う市町村推進事業並びに実施要綱別紙4に定める推進組織が行う推進組織推進事業に要する経費について、当該市町村及び推進組織に対し、予算の範囲内において宮城県多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の種類及び交付対象等)

第2 交付金の種類、交付対象者、交付対象経費及び交付率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、関係法令のほか、実施要綱、実施要領、推進実施要綱及び法第5条の基本方針で定められた事項を遵守すること。
- (2) 交付金の対象事業の内容の変更又は交付金の対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (3) 交付金の対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (4) 交付金の対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金の対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 財産の管理に関しては、本要綱第8の規定に基づき管理すること。
- (6) 関係書類の保管に関しては、本要綱第10の規定に基づき保管すること。
- (7) 交付対象者は、地方公共団体以外の交付金交付対象者に交付金を交付する時は、次に掲げる条件を付さなければならない。

イ 交付対象者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

ロ 交付対象者は、イにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のないものについては、競争入札等に参加させてはならない。

(実績報告)

- 第5 規則第12条第1項の規定による交付金の対象事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。
- 2 規則第12条第1項の規定により交付金の対象事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書
 - (3) 歳出予算整理表
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(交付金の交付方法)

- 第6 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条のただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。
- 2 前項ただし書きの規定により概算払により交付できる交付金は、別表に掲げる交付金とし、全額を交付決定後に交付することができるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

- 第7 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、交付対象者が市町村にあっては、所轄の地方振興事務所長を経由するものとし、当該地方振興事務所長はその写しを保管するものとする。

(財産の管理等)

- 第8 規則第21条第2号及び同条第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、1件あたりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 交付金の対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金の対象事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- なお、当該財産のうち1に規定する財産については、処分の制限を受ける期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金調書)

- 第9 交付対象者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第6号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(関係書類の保管)

- 第10 規則20条に規定する帳簿及び書類は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で本要綱に定める処分の制限を受ける期間は、関係書類を整備保管しなければならない。

(委任)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月14日から施行し、平成26年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月6日から施行し、平成27年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月9日から施行し、平成30年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行し、令和元年度予算に係る交付金から適用する。

別表

交付金の種類	交付 対象者	対象経費	交付率	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業内容等の 変更
1 農地維持支払 交付金及び資源 向上支払交付金 (施設の長寿命 化のための活動 を除く。)	市町村	実施要綱別紙1又は別紙2により市 町村が対象組織に対し、(1)農地維持支 払交付金に係る事業及び(2)資源向上 支払交付金に係る事業(施設の長寿命 化のための活動を除く)に交付金を交 付するのに要する経費	定額	対象経費に掲 げる(1)、 (2)、(3) の経費の相互 間における交 付金の増減	事業実施主体の 変更 交付対象面積の 増
2 資源向上支払 交付金(施設の 長寿命化のため の活動)	市町村	実施要綱別紙2により市町村が対象 組織に対し、(3)資源向上支払交付金に 係る事業(施設の長寿命化のための活 動)に交付金を交付するのに要する経 費	定額		
3 多面的機能支 払推進交付金	市町村 推進組織	(1)実施要綱別紙3の第1の2の規定 に基づいて市町村が行う事業に要 する経費 (2)実施要綱別紙3の第1の3の規定 に基づいて推進組織が行う事業に 要する経費	定額	対象経費に掲 げる(1)、(2) の経費の相互 間における交 付金の30%を 超える増減	交付金の30%以 内の減以外

別記様式第1号

年度多面的機能支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金] 交付申請書

(文 書 番 号)

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 市町村長名 印
又は
[推進組織会長名 印]

年度において、多面的機能支払交付金に関する事業 [又は多面的機能支払推進交付金に関する事業] を実施したいので、宮城県多面的機能支払交付金交付要綱第3の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付金交付申請額

- | | | |
|---|---|----|
| 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く) | 金 | 円 |
| 2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) | 金 | 円 |
| [多面的機能支払推進交付金 | 金 | 円] |

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書 (別紙1-1, [別紙1-2], [別紙1-3])
- (2) その他知事が必要と認める書類

*多面的機能支払推進交付金の場合は, [] を記載する。

年度多面的機能支払交付金〔又は多面的機能支払推進交付金〕
に関する事業計画変更承認申請書

(文書番号)
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 市町村長名 印
又は
〔推進組織会長名 印〕

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました多面的機能
支払交付金〔又は多面的機能支払推進交付金〕に関する事業について、下記のとおり変更した
ので、宮城県多面的機能支払交付金交付要綱第4の(2)の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- (1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
金 円
- (2) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
金 円
〔多面的機能支払推進交付金 金 円〕

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書(別紙1-1, [別紙1-2], [別紙1-3])

*多面的機能支払推進交付金の場合は, [] を記載する。

注) 変更内容及び添付書類は, 変更前を()書きで上段に, 変更後を下段に記入すること。

年度多面的機能支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金]
に関する事業中止（廃止）承認申請書

（文書番号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 市町村長名 印
又は
[推進組織会長名 印]

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました多面的機能
支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金] に関する事業について、下記のとおり宮城県多
面的機能支払交付金交付要綱第4の（3）の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 中止（廃止）影響と対策

*多面的機能支払推進交付金の場合は、 [] 記載する。

年度多面的機能支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金]
に関する事業実績報告書

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 市町村長名 印
又は
[推進組織会長名 印]

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知がありました多面的機能支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金] に関する事業について、下記のとおり実施したので、宮城県多面的機能支払交付金交付要綱第5の規定により、その実績を報告します。

記

交付金交付実績額

- | | | |
|---|---|----|
| 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く) | 金 | 円 |
| 2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) | 金 | 円 |
| [多面的機能支払推進交付金] | 金 | 円] |

添付書類

- (1) 事業実績書及び収支精算書 (別紙1-1, [別紙1-2], [別紙1-3])
- (2) 歳出予算整理表
- (3) その他知事が必要と認める書類

*多面的機能支払推進交付金の場合は, [] を記載する。

年度多面的機能支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金]
概算払請求書

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 市町村長名 印
又は
[推進組織会長名 印]

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知がありました
多面的機能支払交付金 [又は多面的機能支払推進交付金] について、概算払を受けたいので、
下記のとおり金 円を請求します。

記

1	交付金(補助金)交付決定額	金	円
2	既受領額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	残額	金	円
5	振込先		
	金融機関名	:	
	種別	:	普通・当座
	口座番号	:	
	口座名義人(フリガナ)	:	
6	概算払請求理由		

*多面的機能支払推進交付金の場合は、 [] を記載する。

別記様式第6号

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止に関する申立書

(文書番号)
年 月 日

〔市町村長及び推進組織会長〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者
印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

〇〇年度 多面的機能支払交付金事業計画書(又は事業実績書)

1. 事業の目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農地、水路等の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動及び施設の長寿命化のための活動を行う組織に対して、交付金を交付するもの。

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金 〇〇組織(数)

ア. 基本単価

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用 地面積(a)	交付額(円)				備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)	(事業費)	
田 ①							
基本単価							
畑 ②							
基本単価							
草地 ③							
基本単価							
計 ①+②+③							

イ. 加算単価(加算単価の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用 地面積(a)	交付額(円)				備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)	(事業費)	
田 ①							
加算単価							
加算上限を適用する							
畑 ②							
加算単価							
加算上限を適用する							
草地 ③							
加算単価							
加算上限を適用する							
1集落あたり加算上限を適用する集落④							
1組織あたり加算上限を適用する集落⑤							
面積計 ①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤							

(注) 区分及び交付単価は、県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注) 1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動 ○○組織(数)

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用 地面積(a)	交付額(円)				備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)	(事業費)	
田 ⑤							
基本単価							
基本単価×5/6							
継続地区の交付 単価							
継続地区の交付 単価×5/6							
畑 ⑥							
基本単価							
基本単価×5/6							
継続地区の交付 単価							
継続地区の交付 単価×5/6							
草地 ⑦							
基本単価							
基本単価×5/6							
継続地区の交付 単価							
継続地区の交付 単価×5/6							
計 ⑤+⑥+⑦							

イ. 加算単価(加算単価の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用 地面積(a)	交付額(円)				備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)	(事業費)	
田 ①							
加算単価							
畑 ②							
加算単価							
草地 ③							
加算単価							
計 ①+②+③							

(注) 区分及び交付単価は、県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用 地面積(a)	交付額(円)				備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)	(事業費)	
田 ①							
加算単価							
畑 ②							
加算単価							
草地 ③							
加算単価							
計 ①+②+③							

(注)区分及び交付単価は、県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動 ○○組織(数)

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用 地面積(a)	交付額(円)				備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)	(事業費)	
田 ⑨							
基本単価							
基本単価×5/6							
畑 ⑩							
基本単価							
基本単価×5/6							
草地 ⑪							
基本単価							
基本単価×5/6							
計 ⑨+⑩+⑪							

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価 (円/組織)	対象組織 数	交付額(円)			(事業費)	備考
			(国費)	(県費)	(国費+県費)		
3集落以上または 50ha以上200ha未満							
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動							
1,000ha以上							

3. 経費の配分

(単位:円)

区分	交付金に係る事業に要 する経費(又は交付金 に係る事業に要した経 費)	負担区分			備考
		国費	県費	市町村費	
1. 農地維持支払交付金+資 源向上支払交付金(施設の長					
2. 資源向上支払交付金(施 設の長寿命化のための活動)					

(注)備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額○○○円」をそれぞれ記入すること。

4. 事業完了予定(又は事業完了) 年 月 日

5. 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国費					
1. 農地維持支払交付金+資源向上支					
2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命					
化のための活動					
県費					
1. 農地維持支払交付金+資源向上支					
払交付金(施設の長					
寿命化のための活動					
を除く)					
2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命					
化のための活動)					
市町村費					
1. 農地維持支払交付金+資源向上支					
払交付金(施設の長					
寿命化のための活動					
を除く)					
2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命					
化のための活動)					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減額		備 考 (持越額がある場合記載)
			増	減	
国費					
1. 農地維持支払交付金+資源向上支					
2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命					
県費					
1. 農地維持支払交付金+資源向上支 払交付金(施設の長 寿命化のための活動 を除く)					
2. 資源向上支払交 付金(施設の長寿命 化のための活動)					
市町村費					
1. 農地維持支払交 付金+資源向上支 払交付金(施設の長 寿命化のための活動 を除く)					
2. 資源向上支払交 付金(施設の長寿命 化のための活動)					

< 施行注意 >

※1 実績報告の際には、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載すること。

※2 実績報告の際には、翌年度への持越額がある場合には、備考欄にその金額をそれぞれ記入すること。

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金
 (多面的機能支払推進交付金)
 市町村推進事業計画書(又は事業実績書)

1. 促進計画の策定(実績)

策定時期	備考
月	

2. 推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	備考
月		

(2) 推進・指導等の計画(実績)

開催時期	内容	備考
月		

(3) 審査・通知等の計画(実績)

開催時期	内容	備考
月		

(4) 推進に関する手引き等の作業計画(実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(5) 事務支援組織への支援計画(実績)

認定時期	認定組織数	交付額	備考
月	組織	円	

3. 実施状況の確認事務(実績)

確認時期	体制・件数等	備考
月		

4. その他推進事業の実施に必要な事項

確認時期	内容・事業量等	備考
月		

5. 経費の配分

別添の記載のとおり

6. 事業完了予定(又は事業完了) 年 月 日

7. 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
推進交付金					
市町村単独費					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
推進交付金					
市町村単独費					

< 施行注意 >

実績報告の際には、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

〇〇年度日本型直接支払推進交付金
(多面的機能支払推進交付金)
推進組織推進事業事業計画書(又は事業実績書)

1. 推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	備考
月		

(2) 推進・指導の計画(実績)

実施時期	内容	備考
月		

(3) 審査・通知等の計画(実績)

確認時期	内容・件数等	備考
月		

(4) 推進に関する手引き等作成計画(実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(5) 事務支援組織への支援計画(実績)

交付時期	支援対象組織数	交付額	備考
月	組織	千円	

2. その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

3. 経費の配分

(単位:円)

交付金に係る事業に要する経費(又は交付金に係る事業に要した経費)	負担区分			
	国費	県費	市町村費	その他

4. 事業完了予定(又は事業完了) 年 月 日

5. 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
多面的機能支払推進交付金					
単独費					
計	0	0	0	0	

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
多面的機能支払推進交付 金					
単独費					
計	0	0	0	0	

